

▶ 第1節／健康づくりの推進

1 地域社会が連携して行う健康づくりの推進

- ① 疾病の早期発見と重症化予防の徹底
- ② 食生活や生活習慣の改善による健康づくりの推進
- ③ 運動による健康づくりの推進
- ④ こころの健康づくりの推進



特定保健指導

《基本方針》

生涯を心身ともに健康に暮らすため、健康寿命の更なる延伸を図ります。

● 施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
国民健康保険特定健康診査 ^{*1} 受診率	48.1%(H26)	63.0%	70.0%
国民健康保険特定健康診査受診者(40～64歳)のうち1日30分以上の運動をしている市民の割合	26.5%	28.5%	30.0%
地区運動教室数	24か所	27か所	30か所

● 現状と課題

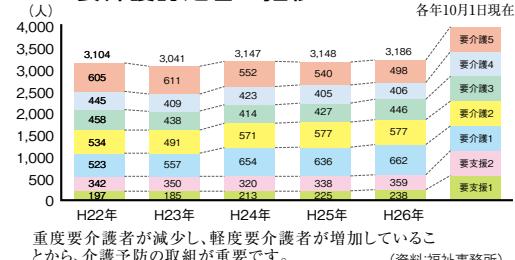
- 健診体制が整備され、各種健康診査の受診率は年々上昇、がん検診は上昇又は横ばいで推移しています。しかし、脳血管疾患や胃がんの標準化死亡比^{*2}は国よりも高く、今後も受診率向上及び生活習慣病予防の取組が必要です。
- 健診結果からは、高血圧をはじめとする生活習慣病に関連する有所見者が増加し、特に30歳代、40歳代の発症が増えており、発症の抑制が課題です。
- 健康づくりセンターを拠点とした健康づくりや、身近な地区公民館での運動教室数は増加し、特に中高年女性の運動習慣の定着が図られています。一方で、若い世代の運動習慣定着の割合が低いこと、中高年の男性の運動教室等への参加が少ないとから、運動に取り組む人を各年代で増やしていく必要があります。
- 市民アンケート調査では、30歳代、40歳代の男性の不眠やストレスが多い現状があります。また、自殺者数は、年々減少していますが、男性の自殺者が多い現状が続いており、対策が必要です。
- 介護保険要介護認定率は、19.5%(平成27年)と横ばいで推移していますが、高齢者の増加により、介護給付費や国民健康保険医療費は年々増加傾向であり、課題となっています。

● トピック

▶▶▶ 国民健康保険特定健康診査 健診受診者と未受診者の医療費比較



▶▶▶ 要介護認定者の推移



*1 特定健康診査：医療保険者に義務付けられた40歳以上74歳以下の被保険者を対象とした健康診査

*2 標準化死亡比：年齢調整した死亡率を比較するための指標

具体的な施策

(施策の方向)

① 疾病の早期発見と重症化予防の徹底

- 健診などの受診促進を図るとともに、健診後の指導体制を強化し、疾病の予防や早期発見・早期治療による重症化予防に取り組みます。
- 特に高血圧対策は、認知症や生活習慣病全体の予防にも大きく影響するため、重点的に取り組みます。

② 食生活や生活習慣の改善による健康づくりの推進

- 健康な食への関心は高まっていますが、メタボ^{※3}や生活習慣病が増加していることから、適正体重の維持、野菜等の適正摂取や減塩の取組を積極的に行います。
- 幼少期から正しい食習慣と生活リズムを定着させるため、親子を対象に引き続き「早寝早起きおいしい朝ごはん」運動に取り組みます。
- 高齢期においては、低栄養や栄養の摂りすぎに気をつけ、適正体重が維持できるよう栄養指導に取り組みます。

③ 運動による健康づくりの推進

- 運動習慣の定着を目指し、学校や関係団体と連携し、子どもから高齢者まで、スポーツや運動を楽しみながら健康づくりを実践できる体制づくりに取り組みます。また、水中運動の普及を図るため、施設整備に向けて検討を進めます。
- 各種運動教室を推進するとともに、運動器症候群(ロコモ)^{※4}予防や認知症予防など介護予防に取り組みます。

④ こころの健康づくりの推進

- 職域や地域、保健医療福祉関係団体と連携を図り、自殺予防に早期に対応するための支援体制を強化し、適時適切なこころの健康づくりを推進します。

● 協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

- 市民は、自分自身及び家族の健康を大切にし、主体的に健康づくりに努めます。
- 行政、地域、職域、保健医療福祉関係団体は、互いに連携しながら、市民の健康づくりの取組を支える体制づくりを行います。
- 行政は、市民の健康づくりに関する情報提供と活動支援を行います。

● 関連個別計画

計画名	計画期間
第2次健康いといがわ21	平成28年度～平成35年度
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度
国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成25年度～平成29年度
データヘルス計画	平成27年度～平成29年度

● 主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	健康診査受診促進事業	一般・特定健診、がん検診、歯周病検診の実施
2	生活習慣病予防事業	生活習慣病予防のための各種教室・相談会の開催、特定保健指導
3	健康づくり推進事業	地区運動教室等の開催
4	一般介護予防事業	介護予防の重要性と実践に向けての普及啓発
5	自殺対策推進事業	自殺予防の普及啓発と対応力向上研修の開催

※3 メタボ(メタボリックシンドローム)：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・脂質代謝異常・高血圧のうち2つ以上該当する状態

※4 運動器症候群(ロコモ=ロコモティブシンドローム)：運動器(筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板)の障害もしくは複数に障害が起き、歩行や日常生活に何らかの障害をきたしている状態

▶ 第2節／安心できる医療体制の充実

1 地域医療体制の充実

- ① 医師確保と地域医療体制の充実
- ② 医療技術者の確保



実習中の臨床研修医

《基本方針》

医師会・糸魚川総合病院等と連携して、医師及び医療技術者を確保し、地域医療体制の充実を図ります。

● 施策指標

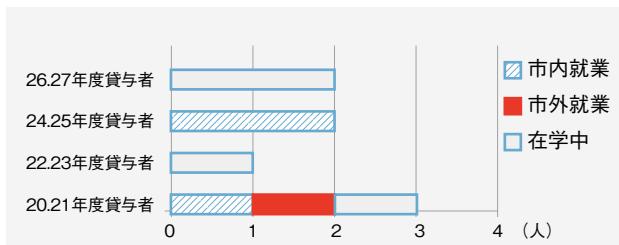
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
人口10万人当たりの医師数(各年12月31日現在)	132.9人	133人	133人

● 現状と課題

- 市内開業医の高齢化により、開業医師の減少が予想されることから、新規開業医院への支援制度が必要です。
- 糸魚川総合病院では、臨床研修医は増加傾向ですが、常勤医師が減ったことにより、一部診療科目が非常勤医師による診療となっていることから、市の独自制度と大学とのつながりを維持することにより、医師を確保し、地域医療体制を充実させる必要があります。
- 市民への周知により、日ごろの健康管理は開業医の「かかりつけ医」が、専門的な検査や入院治療は病院が担うことで、開業医と病院の役割分担を明確にして、病院の負担軽減を図る必要があります。

● トピック

▶▶▶ 医師養成資金貸与者数 (平成28年3月31日現在)



平成20年度から開始した制度です。糸魚川総合病院に平成27年度までで3人の勤務実績があります。

(資料:健康増進課)

▶▶▶ 人口10万人当たりの医師数の推移 (単位：人)

年	H20	H22	H24	H26
市	128.5	125.8	120.6	132.9
県	174.1	177.2	182.1	188.2
国	212.9	219.0	226.5	233.6

当市の医師数は、人口10万人当たり132.9人であり、新潟県及び国の平均を大きく下回っています。

(資料:新潟県福祉保健年報。各年12月31日現在)

具体的な施策

(施策の方向)

① 医師確保と地域医療体制の充実

- 医師養成資金貸与事業、大学連携臨床研究支援事業など、市の独自制度により医師の確保に努めます。
- 医師を確保するため、国や県へ要望するとともに、県と連携して大学等への医師派遣要望活動を継続します。
- 糸魚川総合病院と連携協力し、総合診療医の育成に対する支援に取り組むとともに、研修医受け入れの支援を行い、将来の医師確保につなげます。
- 診療所開設等支援事業により、新規の診療所開設等を支援します。

② 医療技術者の確保

- 看護師等の医療技術者及び介護従事者の確保が難しくなっていることから、市内で就業しやすい環境を整えるため、医療技術者修学資金貸与制度等の施策により医療技術者等の確保に努めるとともに資質の向上等を図ります。
- 医療技術者では看護職が不足していることから、医療技術者修学資金貸与制度等の周知を図るとともに、県が行う再就職支援講習会などの再就職に向けた情報周知・支援により、看護師等の確保に努めます。

● 協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、何でも相談できる「かかりつけ医」を持ち、日頃の健康管理に努め、地域医療の現状を理解するよう努めます。

医療機関及び行政は、市民に健康管理の大切さを理解してもらえるよう、地域医療の現状や取組内容の周知に努めるとともに、医療環境の整備に取り組みます。

● 主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	医師養成資金貸与事業	医師確保に向けた医師養成資金の貸与
2	大学連携臨床研究支援事業	医師確保に向けた大学との連携及び研究支援
3	医療技術者及び介護従事者修学資金貸与事業	医療技術者、介護従事者の確保に向けた養成資金の貸与
4	高度医療技術者人材育成支援事業	医師、看護職の知識と技能の向上のための助成
5	診療所開設等支援事業	新規診療所への開業助成

▶ 第2節／安心できる医療体制の充実

2 救急医療体制の確保

- └ ① 365日24時間の救急医療体制の維持
- ② 2.5次的救急医療体制の充実



救急外来棟への救急搬送(イメージ)

《基本方針》

365日24時間の救急医療体制を維持し、2.5次的救急医療体制^{*1}の充実を図ります。

● 施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
休日・夜間診療体制	365日	365日	365日

● 現状と課題

- 糸魚川総合病院の常勤医師が減少する中で、365日24時間救急医療体制を確保していますが、救急医療に携わる医師の確保が課題です。
- 1次救急は、医師会の協力により、糸魚川総合病院において開業医にも従事していただいていますが、開業医の高齢化により開業当番医も減少することから、今後の1次救急の体制維持が課題です。
- 2次救急は、上越市等への救急搬送が増えており、医師確保や2.5次的救急医療の充実により、市内で対応できる体制の整備と市外救急病院との連携が課題です。

● トピック

準高度急性期病床(8床)



平成27年度 糸魚川総合病院内に整備

市内でより高度な医療が受けられる体制の確保と、今後ますます厳しくなると予想される医師確保の面からも、専門性志向が強い若手医師が治療に関わることができる準高度急性期病床(HCU:ハイケアユニット)の必要性は高まる予想されます。

具体的な施策

(施策の方向)

① 365日24時間の救急医療体制の維持

- 糸魚川総合病院における救急医療に係る人員の確保や、救急専門病床を維持及び運営するための支援を行い、365日24時間の救急医療体制を維持します。また、1次救急に関しては、医師会との連携・協力体制を強化します。
- 市外への救急搬送を円滑に行うため、市外の救急病院との連携を強化し、安心できる救急医療体制を確保します。
- 糸魚川総合病院と連携協力し、総合診療医の育成に対する支援に取り組むとともに、研修医受け入れの支援を行い、将来の医師確保につなげます。
- 診療所開設等支援事業により、新規の診療所開設等を支援します。

② 2.5次の救急医療体制の充実

- 糸魚川総合病院が行う高度医療機器等の整備に対する補助金の効果検証に基づく必要な支援を行い、2.5次の救急医療体制の充実を図ります。

● 協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、医療機関の適正受診及び救急車の適正利用に努めます。

行政は、医療機関の適正受診及び救急車の適正利用、救急医療の現状を周知し、救急医療体制維持への市民の理解を深めるとともに、救急医療体制の確保に取り組みます。

● 主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	救急医療対策事業	365日24時間の救急医療体制確保
2	医療施設等設備整備事業	基幹病院への高度医療機器等の整備助成
3	診療所開設等支援事業	新規診療所への開業助成(1次救急当番医)

※1 2.5次の救急医療体制：救命センターの指定を受けていない2次救急病院(糸魚川総合病院)が3次救急レベルの設備・スタッフを備えて受入れを行っている場合に、2.5次を使います。ただし、症例の受け入れでは偏りがあります。

・1次救急医療：入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な救急医療

・2次救急医療：入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療

・3次救急医療：2次救急医療では対応できない一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療

▶ 第3節／地域で支えあう福祉の推進

1 地域福祉の充実

- ① 地域社会での相互扶助機能の充実
- ② 社会福祉協議会・福祉団体等への支援
- ③ 生活困窮者の自立支援
- ④ 災害時の要配慮者への支援



赤十字奉仕団炊き出し訓練

《基本方針》

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を構築します。

● 施策指標

(各年12月31日現在)

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
認知症サポーター養成数	2,911人	3,300人	3,700人
高齢者等見守り支援ネットワーク事業所	28事業所	35事業所	40事業所
生活困窮者自立支援事業支援プラン策定件数	1件	10件	25件

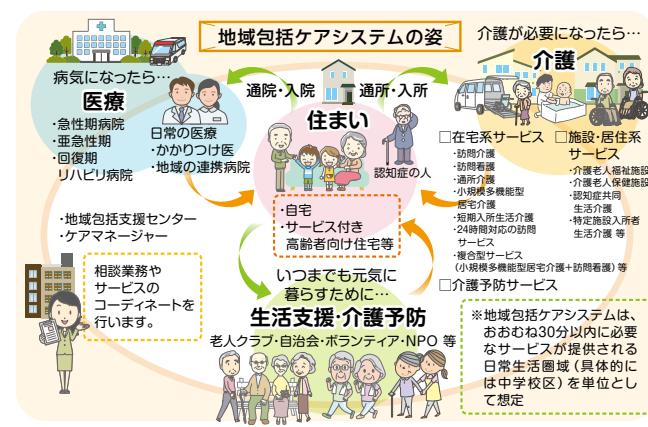
● 現状と課題

- 認知症及び認知症の疑いのある高齢者は、平成28年4月1日現在、介護保険認定者の67.7%になります。そのため、地域での見守り支援の必要性が高まっています。
- 人口減少により地域の支えあいの機能が低下しているため、支えあいの体制づくりが必要です。
- 地域福祉の推進には、社会福祉協議会や福祉団体、ボランティア等の活動が不可欠ですが、自主財源だけでは運営が困難な状況にあります。
- 生活保護に至るリスクのある経済的困窮状態にある人や複合的な課題を抱え社会的孤立状態にある人が増加し、相談体制の整備が求められています。
- 災害時に支援が必要な人の中には要配慮者名簿の登録に未同意の人がいます。このような場合は自治会や関係機関に事前に名簿提供ができないため、支援体制づくりが難しい状況です。

● トピック

● 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



(資料:平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書)

具体的な施策

(施策の方向)

① 地域社会での相互扶助機能の充実

- 認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等により認知症の正しい知識の普及啓発を図るとともに、高齢者見守り支援ネットワークの拡大や認知症の方の徘徊時の対応の強化など、高齢者を地域で見守る体制を拡充します。
- 相互扶助の勉強会や地域ケア推進会議、協議体の開催等により、支えあい体制を充実させます。

② 社会福祉協議会・福祉団体等への支援

- 社会福祉協議会は地域福祉の中核的な役割を担っており、多様化する福祉ニーズをとらえて地域福祉の向上に努めることが期待されています。社会福祉協議会をはじめ、福祉団体、ボランティア団体、地域住民が主体的に活動することを支援し、自助・共助・公助が連携して活動できる体制づくりに取り組みます。

③ 生活困窮者の自立支援

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対し、包括的な相談支援、家計支援、就労支援、住宅確保給付金の給付を行います。
- 現在、生活保護制度を活用している被保護者に対しては、生活の安定と自立更生を促進するため、適切な援助を行いながら生活保護制度の適正な運用を図ります。また、就労可能な被保護者の就労のため、ハローワークなど関係機関と連携し就労支援を行います。

④ 災害時の要配慮者への支援

- 災害時に要配慮者が安全に避難できるように、平常時から避難行動要配慮者の情報を把握し、自治会や民生委員、自主防災組織と情報の共有化を図り、要配慮者の安否確認、避難誘導体制づくりに取り組みます。また、自治会や関係機関との支援体制協議や連携強化により、全ての要配慮者に対する支援体制整備を進めます。

● 協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、地域の見守りや支えあいを通して、地域福祉の担い手として連帯感を持って活動に取り組みます。

事業所等は、地域貢献活動としてボランティア活動や高齢者等見守り支援ネットワークへの参加、認知症サポーターの養成などに取り組みます。

社会福祉協議会は、策定した地域福祉活動計画を基に、地域と連携し、安心と癒しの生活・充実した生活ができる地域づくりを推進します。

行政は、市民、事業所等、社会福祉協議会が行う活動の支援や調整を行います。

● 関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市高齢者福祉計画	平成27年度～平成29年度
第6期糸魚川市介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度
第3期糸魚川市地域福祉計画	平成29年度～平成33年度

● 主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座、認知症出前講座
2	家族介護支援事業	認知症カフェ、相談会等
3	高齢者等見守り支援ネットワーク事業	業務の中で高齢者等の見守り
4	生活困窮者自立支援事業	相談支援、住宅確保給付金、家計相談支援
5	社会福祉協議会地域福祉助成事業	地域福祉事業助成、ボランティア活動支援

▶ 第3節／地域で支えあう福祉の推進

2 支えあいと自立の地域生活

- ① 障害者の相談支援体制の強化
- ② 自立と社会参加への支援



障害者差別解消法パネルディスカッション

《基本方針》

障害がある人もない人も、生き生きと生活ができるよう、地域で互いに助け合うまちづくりを目指します。

● 施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
福祉施設から一般就労への移行	5人	8人	10人
グループホームの利用者数	26人	51人	51人

● 現状と課題

- 障害者が利用できる施設がここ数年で増え、障害があっても自立した生活が送れるように環境整備が進みました。しかし、早期の専門相談窓口につながらず、引きこもり等により社会参加が困難な状況となる人もいることから、相談しやすい体制づくりが必要です。また、専門相談員も不足しています。
- 障害のある人を支えている家族の高齢化により、「親亡き後」の生活支援が大きな課題となっており、障害者が自立した生活をするためのグループホーム等の住居が不足しています。
- 障害者の就労支援については、福祉事業所から一般企業への就労が進んでおらず、障害者の雇用について企業への理解を求める働きかけが必要となっています。
- 障害者差別解消法の施行(平成28年4月)に合わせ、市は、自ら法的な義務を果たすとともに、民間事業者に対しては努力義務達成の働きかけが必要です。市民には、不当な差別的扱いの解消と合理的配慮について周知する必要があります。

● トピック

▶▶▶ 福祉サービスの利用者数

(単位：人)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
居宅介護	36	34	41	48	45
短期入所	17	21	24	30	37
施設入所支援	63	66	66	68	67
グループホーム	32	36	34	28	31
就労移行支援 就労継続支援	72	80	95	102	109

▶▶▶ 福祉施設から一般就労への移行者数 (単位：人)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
福祉施設から一般就労への移行	3	5	0	3	5

居宅介護や短期入所などの在宅生活者のサービス利用が増加しています。

就労支援サービスの利用者は年々増加しているものの、福祉施設から一般企業への就労移行者数は、その年によってばらつきがあります。

※主な就労先: 福祉施設、スーパー、行政機関、洋菓子店

(資料:糸魚川市ささえいプラン)

具体的な施策

(施策の方向)

①障害者の相談支援体制の強化

- 相談者にとって相談しやすい窓口を設置するとともに、多様な相談に対応できる専門相談員を配置します。
- 市役所などでの一般的な相談対応に加えて、長期入院患者の地域移行、相談員のスキルアップと後継者の育成、権利擁護支援、地域の各種相談機関との連携など専門性の高い相談支援を行いう「基幹相談支援センター」を設置します。

②自立と社会参加への支援

- 障害者が地域で社会の一員として生活していくためには、グループホームなどの住居と相談機関等が一体となった地域生活支援拠点の整備が必要であり、市内の社会福祉法人と連携しながら整備を進めます。
- 障害のある人も一般企業で働くことができるよう、就労訓練の充実を図ります。
- ハローワーク等と連携し、企業に対して障害者への理解を深め、その人の能力に見合った職場環境の整備などを進め、障害者が自立し生きがいを持った生活が送れるよう支援を行います。
- 障害に対する理解を深め、差別の解消が図られるよう、市民への普及・啓発を行います。



作業所での作業の様子



就労訓練としてのお弁当づくり

③協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、病気や障害に対する正しい理解を深めます。

糸魚川市地域自立支援協議会(障害者団体、社会福祉法人、労働機関、教育機関、行政)が中心となって地域で生活する障害者のニーズを把握し、対応策を検討します。

④関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市ささえあいプラン (第4期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画)	平成27年度～平成29年度

⑤主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	相談支援事業	障害者からの総合相談業務の委託
2	地域活動支援センター事業	障害者の居場所づくりや社会参加支援
3	就労移行支援事業・就労継続支援事業	障害者の就労のための支援
4	生活介護・自立訓練事業	障害者が日中活動する場を提供するための支援
5	理解促進・啓発事業	障害者差別解消法研修会、市民啓発物作成

▶ 第4節／高齢者への支援

1 高齢者福祉の充実

- ① 地域支えあいの推進
- ② 在宅介護サービスの充実
- ③ 福祉施設の整備
- ④ 生活支援サービスの充実



医療・介護職種のネットワーク(ひすいケアカフェ)

《基本方針》

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、高齢者福祉の充実を図ります。

● 施策指標

指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
要介護3以上の認定割合	41.0%	40.0%	39.0%
特別養護老人ホーム申込者数の減少(要介護4・5)	222人	210人	200人
在宅介護希望者数の増加	66.9%	70.0%	75.0%

● 現状と課題

- 平成27年10月1日現在の要介護認定率は19.5%であり、今後、高齢者数は平成30年がピークと想定されますが、団塊の世代が全て後期高齢者になる平成37年には、更に認知症や一人暮らし高齢者の増加により、要介護者の増加が予測されます。
- 高齢者世帯の増加により老老介護が増加し、家族介護が困難になっています。
- 今後、介護保険制度の安定した運営を継続する必要があります。
- 高齢者の半数以上ができるかぎり住み慣れた地域、自宅での介護を希望していますが、家族の介護体制や医療機関との連携が不十分等の理由で、介護者は施設志向が高い傾向にあります。高齢者を地域で見守っていくための体制づくりが課題です。
- 充実した介護サービスを提供するため、介護従事者の確保と技術の向上を図る必要があります。

● トピック

▶▶▶ 要介護等認定者数の推計

(単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H32	H37
要介護度	要支援1	238	249	265	281	296
	要支援2	359	381	410	452	481
	要介護1	662	660	682	700	722
	要介護2	577	553	547	544	577
	要介護3	446	486	520	561	603
	要介護4	406	423	443	462	479
	要介護5	498	477	451	430	442
総数	3,186	3,229	3,318	3,430	3,597	3,516
認定率 (対高齢者数)	19.4%	19.5%	20.0%	20.6%	21.9%	22.8%

※各年10月1日現在

(資料:第6期糸魚川市介護保険事業計画)

認定率は、ここ数年横ばいですが、今後高齢化率の増加等から20%を超えると見込まれています。

具体的な施策

(施策の方向)

①地域支えあいの推進

- 高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、自助・互助の体制づくりを行うとともに生活支援サービスの充実を目指します。
- 高齢者の見守り事業等を通して、支えあいのためのネットワークづくりを推進します。

②在宅介護サービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、在宅介護サービスの更なる充実を目指します。
- 在宅医療と介護の連携強化を目指し、医療・介護職種のネットワークづくりに取り組み、情報共有できる関係性の構築並びに介護職の資質・技能の向上を図ります。
- 介護家族の支援を行います。
- 在宅介護を支える居宅サービスや地域密着型サービスを充実させます。
- 地域包括支援センターの機能強化と介護職員の資質の向上を図ります。
- 介護従事者の確保と技術向上を図るため、修学資金貸与制度と資格取得等補助事業を推進します。

③福祉施設の整備

- 在宅介護が困難になった高齢者や家族介護のニーズに対応するため、施設整備計画を策定し、適切な整備を推進します。

④生活支援サービスの充実

- ボランティア等の生活支援サービスの担い手の養成や地域資源の発掘、協議体の立ち上げ、生活支援コーディネーターの配置など、生活支援体制整備を推進します。
- 社会福祉協議会や事業所、NPO法人等と協議し、多様な事業主体による生活支援サービスの提供を推進します。

●協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、主体的に社会参加や地域支援に協力し、社会的な役割を担うよう努めます。

行政は、市民・地域・事業所等との協働により、ともに助けあい、支えあう体制整備を行います。

●関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市高齢者福祉計画	平成27年度～平成29年度
第6期糸魚川市介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度

●主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	生活支援体制整備事業	協議体の開催、生活支援コーディネーターの配置
2	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携協議会の運営など
3	市民後見推進事業	地域住民による権利擁護支援の人材養成
4	地域包括支援センター運営事業	高齢者の総合相談業務等の委託
5	高齢者おでかけ支援事業	65歳以上の高齢者へ交通費の助成
6	地域密着型施設整備支援事業	地域密着型サービス事業所整備助成
7	介護人材育成支援事業	資格試験受験料及び研修費の助成

▶ 第4節／高齢者への支援

2 高齢者生きがいづくりの充実

- ① 積極的な社会参加の促進
- ② 高齢者の交流機会の充実



住民主体の集いの場

《基本方針》

高齢者が自ら積極的に健康を保持・増進し、社会参加や生きがいづくりに取り組む「生涯元気社会」の実現を目指します。

● 施策指標

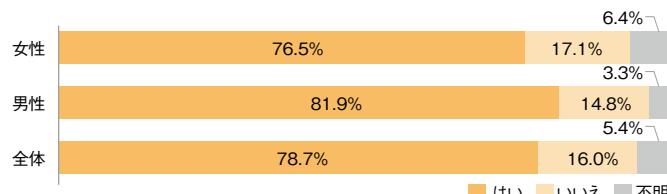
指標	現状(H27)	中間目標(H31)	最終目標(H35)
趣味や生きがいのある高齢者の割合	78.7%	85.0%	90.0%

● 現状と課題

- 趣味や生きがいを持っていない高齢者は、持っている高齢者と比べ、運動機能が低下している傾向があります。そのため、高齢者に対し積極的な社会参加を働きかけるなど、生きがいづくりの促進を図る必要があります。
- 老人クラブの加入率およびシルバー人材センターの会員数が年々減少しているため、それぞれの団体とともに会員を増やす働きかけが必要です。

● トピック

▶▶▶ 趣味や生きがいを持つ高齢者の状況

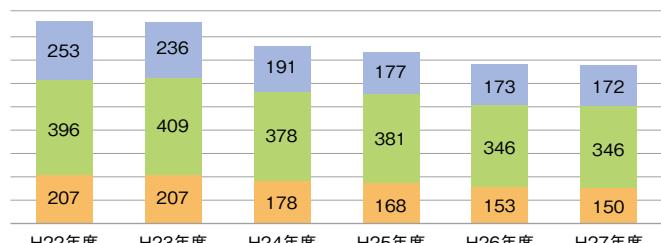


(資料:第6期糸魚川市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定用調査結果)

ボランティアや老人クラブ、趣味のサークル等へ参加している高齢者は、いずれも5割未満ですが、趣味や生きがいを持っている高齢者は78.7%で、高い割合です。

▶▶▶ シルバー人材センター会員数推移

(単位：人)



(資料提供:糸魚川市シルバー人材センター) ■ 青海地域 ■ 糸魚川地域 ■ 能生地域

会員数は年々減少傾向にあります。また、熟練した技能を有した会員の高齢化が進んでいます。

具体的な施策

(施策の方向)

①積極的な社会参加の促進

- 地域包括支援センターと各地区公民館の連携強化を図り、高齢者の学習と交流機会を充実させます。
- 社会福祉協議会と地域が連携し、地域助けあいの意識の醸成を図り、ボランティアや生活支援活動の拡充につなげます。
- シルバー人材センターと業務内容について協議し、会員の関心を高めるための各種研修会の開催を支援します。
- NPO法人など任意団体を紹介し、高齢者の団体活動への参加を促します。

②高齢者の交流機会の充実

- 高齢者の運動機能の向上を図るため、地域のサロンや老人クラブ、ピアタウン青海多目的施設など、集いの場づくりを支援します。
- 高齢者の交流機会の充実に向けて、高齢者が集える場所の確保に努めます。

●協働のとりくみ(役割分担)

市民・地域・事業者等・行政の協働の取組

市民は、趣味の活動や普段の生活を継続することが、結果として健康維持につながることを意識し、自発的かつ主体的に社会参加や地域支援に協力し、生きがいを持って生活します。
行政は、高齢者の社会参加や交流機会の充実を図り、生きがいづくりを支援します。

●関連個別計画

計画名	計画期間
糸魚川市高齢者福祉計画	平成27年度～平成29年度
第6期糸魚川市介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度

●主要事業一覧

No.	事業名	概要
1	生活支援体制整備事業	協議体の開催、生活支援コーディネーターの配置
2	地域包括支援センター運営事業	高齢者の総合相談業務等の委託
3	一般介護予防事業	各地域の集まりに専門職を派遣するなど
4	老人クラブ助成事業	運営費等の助成
5	シルバー人材センター運営助成事業	運営費等の助成
6	ピアタウン青海多目的施設運営事業	多世代交流の場の設置と支援